

第 18 回 JDA 九州ディベート大会決勝

論題:日本は、国会議員の一定数以上を女性とするクォータ制を導入すべきである

- ・ 開催日: 2020 年 12 月 13 日(日)
- ・ 会 場: Zoom によるオンライン配信
- ・ 肯定側: 山口県立南九州国際大学温泉同好会(畑野信太郎、宍戸遥弥、津吹菜辺留)
- ・ 否定側: 神戸大学_甲(尾下悠希、川島由紀、白神樹)
- ・ ジャッジ: 安藤温敏、竹中野歩、聴衆票 1 票
- ・ 結 果: 2-1 肯定側勝利
- ・ ベストディベーター: 宍戸遥弥(山口県立南九州国際大学温泉同好会)

■肯定側第一立論:津吹菜辺留(山口県立南九州国際大学温泉同好会)

始めます。初めに観察。女性運動が高まり、当初クォータ制の立法が目指されました。

東北大学・糠塚・2018

「2012 年に複数の団体の参加を得て誕生したクォータ制を推進する会のロビー活動から、2015 年、超党派の政治分野における女性の参画と活動を推進する議員連盟が発足し、議員立法の成立を目指すことになった。」¹終わり。

結果的には強制力のない推進法の成立にとどまりました。

NHK・増田・2019

「日本の政治分野における男女共同参画推進法は、男女の候補者数ができるだけ均等になるよう、政党に努力を促す内容にとどまっていますので、クォータ制の推進というのは、これをより強制力のある制度に改めようという議論になります。」²終わり。

そこでプラン。

比例代表の候補者名簿を男女交互とします。また、選挙区議席を減らして比例代表議席を増やし、男女双方の議席が 40%以上となるようにします。

続いてメリット。女性の利益促進。

内因性 1

既成の推進法は理念法でしかないため、女性は過少代表となっています。

¹ 糠塚康江(2018). 時の問題 [全国民を代表する選挙された議員] の多様性と国会:候補者男女均等法と 6 増改正法から考える『法学教室』 458, p.43-50.

² 「女性議員 どうしたら増えるの?」(くらし☆解説)」2019 年 05 月 23 日
増田 剛 解説委員 <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/367844.html>

しんぶん赤旗 2019

「現在、国会議員の女性比率は 13.7%、地方議員は 13.5%にすぎません。世界の女性議員比率ランキングでは、193 カ国中 165 位、OECD加盟国の中で最下位です。」³終わり。

なぜなら、政党側が女性では選挙に勝てないと思込んでいるからです。

上智大学教授・三浦・2017

「なぜ政党は男性を擁立する傾向にあるのだろうか。候補者選定の際に最も重視されるのが勝てる候補かどうかである。小選挙区であれば一人の候補しか出せないため、過去の成功事例に引きずられて男性の方が勝てそうに思えることがある。女性が擁立されるときは、腐敗した大物男性政治家への対抗馬として女性候補者が持つ清廉さのイメージが期待されるなど、ステレオタイプな女性性がメリットになるような状況であることが多い。」⁴終わり。

2. 女性の数が少ないことで、女性にしか実感できない問題が議論されません。

上智大学・三浦・2016

「ところが男性と女性では、イデオロギーや経済利益ではある程度一致したとしても、身体的経験はすごく違います。妊娠するとか性被害に遭う可能性を感じながら生活しなくてはいけないといった身体的な違いに由来する経験値の差は大きいものにもかかわらず、議会に女性が極端なまでに少ないためにほとんど議決には反映されないのです。」⁵終わり。

例えば、出産の問題があります。おなかを痛めるのが当然のように思われています。

東京大学・前田・2020

「こうした女性の意見が政策に反映されない状況は随所に見受けられます。まず出産に関する事柄はほとんど政策的な話題に上りません。例えば、日本の女性の多くはいわゆる自然分娩で出産し、おなかを痛めるのが普通です。無痛分娩で出産する場合、海外には保険が適用できる国もあるのですが、日本では保険が適用されないため、多額の費用を自分で負担しなければなりませんし、そもそも無痛分娩を行うことのできる医療施設も少ないのが現状です。そのため、日本では多くの女性にとって出産が大きな痛みを伴う経験であるのに対し、男性にはそれが自然に見えてしまい、女性の身体的な負担が実感されません。もし政治の場で男性のみの視点で議論が進められてしまうと、私たちはこれが政策によって対処されるべき問題であると認識することができなくなってしまうのです。あるいは、選択的夫婦別姓制度の問題が挙げられます。」⁶終わり。

³ しんぶん赤旗 2019 年 3 月 25 日

https://www.jcp.or.jp/akahata/aik18/2019-03-25/2019032502_01_1.html

⁴ 三浦まり(2017). 1. 政治分野におけるクォータ制導入の意義『国際女性』31(1), p.111-115.

⁵ 三浦まり(2016). 「[3]女性議員が少ないことによるさまざまな問題」2016年06月27日 朝日新聞『論座』

<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2016062300003.html?page=1>

⁶ 東大新聞オンライン 2020年3月29日 「ジェンダーは女性だけでなく男性の問題だ」政治と教育から考える日本のジェンダーの課題 前田健太郎准教授インタビュー

解決性 1

プランにより女性議員が増加します。そしてクォータで選出された議員たちは議会で一定の影響力を行使するようになります。

インディラ・ガンジー国立大准教授・スリヴァスタヴァ・2012

「第 73 次・第 74 次憲法改正案により、パンチャーヤティ・ラージ(地方自治機構)の議席数 33%を女性に留保したことで、都市部と農村部の地方自治体では、100 万人もの女性が選出された代表者となった。この法案は、女性たちをいわゆる政治の顔とすることに成功した。当初は、権限は女性議員の夫、いわゆるパーンチパッティの手に委ねられていたが、彼女たちは、今や夫の操り人形としてではなく、自らのイニシアチブに基づいて権力の行使と決定を実行するようになっている。」⁷終わり。

2. 女性の議席が増えると、特殊利益とみなされていた議題が、政治全体で解決すべき問題だとジェンダーを超えて認識されます。

北海道浅井学園大学・相内・2003

「トーマス・アンド・ウェルチが行った 12 州の調査では、女性比率が高くなるほど、議会は保育、教育、健康、退職など人的サービスにかかわる政策分野により深くコミットせざるを得なくなる。また男性主体の議会では従来特殊利益と考えられてきたこれらの分野に対する政策的関心が、ジェンダーを越えて議員間に共有される傾向のあることが明らかにされている。例えば、下院で 33%、上院で 20%と比較的高い女性比率を持つコロラド州議会では、女性議員による新規提出法案のうち、47%が教育や家族、子供関連法案であり、男性の 13%をはるかに上回る。他方、女性比率が低い場合、女性議員は女性関連法案の提出や成立に消極的になる傾向がある。それは、男性が圧倒的多数を占める議会では、女性の利益にかかわる法案が正当な評価を受けず特殊利益とみなされかねないために、少数派の女性の団結が困難なこと、さらに、女性たちには、少数派のままこのような争点にこだわれば、主流からの逸脱者とみられ、将来の議員活動に支障を来すのではないかという懸念があるためである。」⁸終わり。

3. 実際、同一地域の複数国を比較した研究で、クォータがあり、強いほど女性を暴力から守る法案が強固になることが分かっています。教授がアドバイザーに付いて、大学も公的に発表している論文で、ラテンアメリカ 19 カ国についての研究を引用します。なお資料中のジェンダー・バイオレンスは、レイプやセクハラ、DVを指します。

⁷ ニリマ・スリヴァスタヴァ(2012). 『アジアにおけるジェンダー平等—政策と政治参画—』 東北大学出版会, p.111-112.

⁸ 相内真子(2003). ジェンダーとアメリカ政治: 女性を作る 「違い」 『日本政治學會年報政治學』 54, p.89-112.

バーモント大・学部生・ハンクス・2015・和訳

「ジェンダー・クォータとジェンダー・バイオレンス法の間に関連があるだけでなく、ジェンダー・クォータと立法府の女性の数の間にも強い関連がある。さらに、立法府の女性の数とジェンダー・バイオレンス法の強さに強い関連がある。このことから、ジェンダー・クォータが強化され、立法府の女性の数が増えると、ジェンダー暴力からの法的保護を受ける可能性が高くなるため、ジェンダー・クォータは女性の法的地位を改善すると結論付ける。」⁹終わり。

重要性

1. 内因性で述べたような、現状見えていない問題によって苦しめられている人が救われることは重要です。
2. 国家として全ての国民の利益を考えるべきであり、女性問題が政治のアジェンダから抜け落ちている状況を改善すること自体が重要です。

東京大学・前田・2019

「男性ばかりが議席を占める議会は、女性を代表することはできない。(中略)第一に、選挙戦において政党間で争点となるのは、様々な政策争点のごく一部にすぎない。それ以外の争点に関する意思決定については、政治家が幅広い裁量を行使することになる。その場合、女性にとっては同じ経験を共有する女性政治家の方が、男性政治家に比べて、自分の意見をよりよく反映すると想定できる。第二に、それまで争点化していない問題を争点化できるのも、女性の経験を共有する女性政治家が存在するからこそである。女性の多くが関心をもつ問題は、男性が関心をもちやすい争点の陰に隠れて、長らく政治の争点から外されてきた。(中略)このように考えれば、代表者の男女比が均等に近いほど、その政治体制は民主的であると考えられる。女性が多過ぎても男性が多過ぎても、その政治体制は民主的であるとは言えない。」¹⁰終わり。

3. こうしたときに、実質的な平等を達成するために、性別中立的な法律ではなく、優遇措置が必要です。

法政大学・衛藤・2017

「ところが、法が定める匿名の個人とは健康で社会の中心を占める主流は男性にほかならず、この規範的な男性像から外れる女性、障害のある男性の具体的・・・(時間切れ)」¹¹

⁹ Lexi Hanks (2015). Impact of Legislative Gender Quotas on Gender Violence Legislation in Latin America

<https://scholarworks.uvm.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1023&context=castheses>

原文

Not only is there a relationship between gender quotas and gender violence legislation, but there is also a strong relationship between gender quotas and the number of women in the legislature. Additionally, there is a strong relationship between the number of women in the legislature and the strength of gender violence laws. From this, I conclude that gender quotas do improve the legal status of women, because as gender quotas strengthen, and as the number of women in the legislature increase, they are more likely to have legal protection from gender violence.

¹⁰ 前田健太郎 (2019). 『女性のいない民主主義』 岩波書店 p.68-69.

¹¹ 衛藤幹子(2017). 『政治学の批判的構想 ジェンダーからの接近』 法政大学出版局, p.111.

■否定側第一質疑：川島→津吹

川島：否定側第一質疑を始めます。お願いします。

津吹：お願いします。

川島：まずプランについてお伺いしたいんですけれども、プラン、まずジッパー制ですかね、名簿の順序を男女交互にして比例から当選する割合を増やすということでしたよね。

津吹：はい、そうです。

川島：その二つをやったら男女双方で確実に40%以上が確保されるということですか。

津吹：そうです。その分比例代表議席を増やすよということです。

川島：その二つをしたら絶対に40%になるというロジックなんかを、もうちょっと説明とかありますか。

津吹：ロジックというか、もう一回プランを読みますか。

川島：読まなくていいです。その二つでどうしてどっちも40%。それになるまで比例を上げるということ。

津吹：そうです、そうです。

川島：それは、どれぐらい広げるかは言っていないけどとりあえずそこまで上げるということですかね。

津吹：そうです。

川島：ありがとうございます。次に内因性の2点目のところで質問したいことがあるんですけれども、ここで、特に2つ目のエビデンスで上げられていたところで自然分娩の話だったり選択的夫婦別姓制度だったりについてのお話が出てきていたと思うんですけれども、つまりこういうことを、こういう話をやりたいというか、こういうことを政策としてやっていきたいから肯定側としてはプランとしてクォータ制を導入したいということですか。

津吹：これはあくまで一例で、女性の意見とか視点が反映されていない政策の例として、ここでは無痛分娩の問題だったり選択的夫婦別姓制度の問題だつたりを挙げています。

川島：あくまで一例で、別にこれ以外にもあるけどということですか。

津吹：はい、そうです。

川島：これ以外とは。でも、一つ目の資料で身体的に男女で差はあるからということは、これ以外であつても身体的に基づく問題ということは間違いないんですか。

津吹：どういうことですか。肯定側が解決したい問題が内因性の2点目の1枚目の資料かということですか。

川島：というか、自然分娩と選択的夫婦別姓制度を解決したいからクォータ制を導入したいと言っているわけではないことは分かったんですけれども、内因性の2点目で言われていることは、女性議員にしかできないことがあるからクォータ制を導入したいということですよ。

津吹：そうですね。内因性の2点目で言っていることはそういうことです。

川島：女性議員にしかできないこととは、そこで読まれている1枚目のエビデンスでは、身体的差があるから女性を導入することが必要だとおっしゃっていると思うんですけど、その一例以外で言われていることの、身体的男女の差から生じる問題について女性にしかできないことだからクォータ制を導入しようというロジックで合っていますか。

津吹：この内因性の2点目の資料で言っているのは、女性と男性で異なる経験を持っているからこそ女性の比率が少ないとそういう問題が議決に反映されないよということです。その・・・(時間切れ)

■否定側第一立論：白神樹(神戸大学_甲)

否定側立論を始めます。

まず、スタンスを述べます。否定側は、国会議員とは全国民の代表であって、個々の議員の間に性別による役割の違いはないものと考えます。国会議員は自身の属性を問わず、全国民の利益となるよう行動するものです。

京都大学名誉教授・佐藤幸治・2011年より引用開始

「したがって、憲法が立脚する代表制は 3(引用者注:実在する民意を忠実に反映しつつ、同時に自ら独自に統一的な国家意思形成を行うことを目指す代表観)であると解される。議員は、普通・平等選挙を通じて選挙されるが、ひとたび選任されると全国民[の]代表となり、選挙の際の自己の言動や選挙区の選挙人の意向を考慮に入れつつ、全国民にとって最善と思うところに従って決断し、そのことに関し選挙区の選挙人に対する法的問責(例、罷免)の対象となることはない。」¹² 引用終了。

国会議員に男女間の性差はあり得ないにもかかわらず、クオータ制という男女間の差異を前提とした制度を導入することは、以下の 2 点のデメリットを生じさせます。

デメリット 1

社会的少数者の抑圧。

固有性 1 点目

議会の議員は全国民の代表であるため、性別による属性がかかわらないジェンダーブラインドの状態を選出されなければなりません。実際に、現状の選挙制度下では候補者の性別を告知しないように制度が変更されています。

Economic News2020年9月3日付の記事より引用開始

「国政選挙や自治体選挙公報などに掲載する候補者の住所から番地が削除されるほか、性別や生年月日も表記から消える。総務省が 7 月 17 日付で、全国の地方自治体が選挙管理委員会に通知した。(中略)高市大臣は「公職選挙法の規定による候補者の立候補届出があった旨の告示事項などについて、性別、生年月日は告示しないこととし、住所は字まではよいが、番地などは掲載しないこととした」と述べた。」¹³ 引用終了。

2 点目。社会の中での女性は、多様な利害関心をもっており、女性だからという理由でその利害を一元化することはできません。

¹² 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年) p.427-428.

¹³ 「選挙公報候補者告知「性別や住所の番地は不要」」 <http://economic.jp/?p=90194>

中央大学法学部教授・石山 2016 年より引用開始

「クオータ制の擁護論では「女性の声」や「女性の利益や意思」があたかも存在するかのように言われているが、あらゆる問題についてすべての女性の態度や立場が一致しているわけではない(男性についても同じである)。「女性の声」や「女性の利益や意思」の存在を想定するのは余りに素朴な本質主義的発想であり、その存在を前提とした主張は根拠を欠くのではないか。」¹⁴引用終了。

発生過程 1 点目

クオータ制は、現状のジェンダーブラインドである制度に、性別の区分を導入し、さらに画一的な性別役割意識を強く意識させるものとなります。

中央大学法学部教授・石山・2016 より引用開始。なお、ここで言う社会学的性差とは、ジェンダー観に基づく性差のことです。

「例えば、ある人の名前や容貌から性別が判断できなかった場合、特に必要がなくてもその人の性別を知りたいと思うだろう。このように我々は、人の同一性について性別抜きで認識するのが困難のように習慣づけられているのである。クオータ制は公的制度の中で性別の区分を用い、社会の中で性別が意味を持つ重要な場面をつけ加えることにより、この習慣づけを後押しするだろう。そして我々が人の性別を認識するとき、大抵の場合、厳密な生物学的意味での性別ではなく、社会学的性差や傾向としての性差を念頭に置いているのだから、クオータ制は性差の認識も強化するだろう。さらに性差が存在するとき、それに応じた役割分担を想定するのは容易だから、クオータ制は結局、性別役割意識も強化するだろう。」¹⁵引用終了。

深刻性

クオータ制により女性はこういうものであるという性別役割意識が強くなることで、社会の中の多様な女性のあり方は捨象されます。

デメリット 2

女性議員へのスティグマ。

固有性

現状の女性議員は、男性議員と同様の過程を経て当選し、職に就いています。そのため、特に能力的な面で批判を受けることはありません。

発生過程

クオータ制によって新たに当選することとなった議員は、特別扱いによって議員となったものとしてスティグマが付与されます。また、周囲の人から嫌な目で見られるだけでなく、当選した女性自身の自尊感情も傷つけられます。

¹⁴ 石山文彦(2016).「女性議席を設けるべきか？」滝川裕英編『問いかける法哲学』(法律文化社) p.202-217 (p.208)

¹⁵ 石山文彦(2016).「女性議席を設けるべきか？」滝川裕英編『問いかける法哲学』(法律文化社) p.202-217 (p.213)

朝日新聞・2020年11月15日付の記事より引用。なお、この資料は一般企業における管理職への女性登用に関するものですが、議会クォータ制と同様に女性へのアファーマティブ・アクションの事例です。引用開始

「私が管理職の次長(中略)になった2年前の春、朝日新聞で女性管理職の割合が10%を超えた。めでたい調子で社内にそれを知らせる貼り紙を見て思った。「管理職になったのは私が女だからか？女を増やすためにゲタを履かされたってこと？」入学試験も生徒会の役員選挙も「実力」勝負だったはずだ。なぜ今さらコネ入社みたいな後ろめたさを感じることになるのか。」¹⁶引用終了。

深刻性

女性が周囲から蔑視されることになるような制度は容認すべきではありません。

ここからは肯定側の立論に対して反駁していきたいと思います。

まず、解決性の1のところには、デメリットにはスティグマのデメリットを当てていただきたいと思います。プランでは、プランを導入したままでは思うように女性はスティグマを、レッテルを貼られることによって思うように活躍できない。自尊心を傷つけられたままであると言えます。また、重要性の2のところですが、ここにはデメリット1の固有性の2点目を当ててほしいと思います。女性の利益は一元化できるものではなく、女性というものは一元化できるものではなく、また、その利益も一元化できるものではありません。以上です。

■肯定側質疑：畑野→白神

畑野：お願いします。まず、スタンスのところから聞かせてください。まずスタンスのところ、議員は全国民の代表として動くべきだという話がありました。それは分かりました。じゃあ、現状の議員って全国民の代表として行動しているんですか。

白神：理念的な問題として私たちは、国会議員が自分の属性じゃなくて、選ばれた時点で全国民の代表だということに考え方の基礎を持ってきているということです。

畑野：つまり否定側の考えとしては今の、例えば族議員だったり、あとはどこどこ県出身だからどこどこ県に道路行政を持って帰ろうみたいな国会議員がいると思うんですけど、実際。それはそれでいいとして、理念として国会議員に女性枠みたいなものを設けるのがよくないという考えでよろしいですか。

白神：はい。

畑野：分かりました。じゃあ、現実の国会議員が個々に各々の利益を代表している、特定の利益を代表しているのに対して、理念という部分を守る意義って何ですか。

白神：もう一回いいですか。

畑野：えっと、現実にはいろいろな国会議員が、例えば特定の地域だったり特定の利益団体だったり代表している方、たくさんいると思うんです。そんな中で国の姿勢というか理念みたいなもの、否定側がまさに言っている、クォータだけは駄目なんだということを守る意義って何ですか。

¹⁶ 朝日新聞 2020年11月15日「(社説余滴)「女性登用」されてみたら 田玉恵美」

白神:僕たちは、今回、男性・女性というところですけど、族議員がどうかっていうことは余り考えていなくて、男性・女性というところに対して、理念的にはこういうものがあるよねということスタンスでは示しているだけです。

畑野:オーケーです。じゃあ、次にいきます。まずデメリットの1点目の3枚目の資料ですが、男女の区分があるんだみたいなところで、まず前段で言っていたのは、性別とか隠されていると知りたいと思っちゃう感情みたいなものは今でもある、そこは言っていましたね。

白神:ごめんなさい、もう1回。早過ぎて聞き取れない。

畑野:デメリット1の3枚目、多分発生過程かなと思うんですけど、前半の部分で言っていたのは、今はジェンダー、性別みたいなものを隠されていると何か知りたいと思っちゃう感情があるという、現状の話をしていますね。

白神:そうですね。

畑野:オーケーです。後半の部分は何を言っているかという、クオータが性別役割規範を強化するということを言っているんですけど、何で強化するんですしたっけ。

白神:クオータ制っていうのが男性・女性を前提に置いているわけじゃないですか。男性・女性という区別がそもそも前提としてあるんだから、という時点でそれに応じた役割を期待するのが当然であると。

畑野:具体的にそういった役割が強化されたみたいな事象とか読まれていますか。

白神:立論では述べてはいないですが…

畑野:じゃあ、デメリット2のスティグマなんですけど、一応確認するんですけど、このスティグマの資料で読まれていたのは企業の例ということで、クオータの事例、スティグマが発生したとか、スティグマによって活動がしにくくなった、みたいなことはまだ読まれていないですね。終わります。

■肯定側第二立論: 宍戸遥弥(山口県立南九州国際大学温泉同好会)

始めていきます。否定側フローから見てください。まずはスタンスのところに関して、現状、制度として国民代表として国会議員が存在しているんだというのは分かりました。理念はあくまでそうです。しかし、ここについて2点、反駁していきたいと思います。

1点として理念は分かったんですけど、じゃあ実際どうなんですかという、まさに質疑で確認したとおり、現状も族議員であるとか特定のグループであるとか、そういった人たちから出ている代表が実質的には存在するわけですよ。なので、この実質的な代表制の問題と、プランを導入したときにどれぐらい変わるのかという差分の部分が証明されない限り、この議論は全く取れないと思います。

2点目として、仮に国会議員が全体として国民代表でなければならないという理念が通ったとして、国会議員一人一人が代表しなくてはいけない理由が何なのかは全く分かりません。つまり、国会全体で議論をしながら国民全体の利益として吸い上げていけばよいというのが我々のスタンスでして、そのためにはむしろクオータを導入したほうが良いというのが我々の立場です。それを確認してください。

その上でデメリットに 2 点、反駁していきたいと思います。まず 1 の少数者抑圧の部分について。ここに関して固有性、現状、候補者の性別の告示は行われているんだ、みたいな話とかあったと思いますが、ここについてですけど、社会的にはどうなのかという話は全くされていない。確かに現状、候補者の性別の公示みたいなものは提出されているかもしれないけど、選挙活動の中では当然性別みたいなものが持ってくる役割があると思いますし、もっと言うと、選挙だけじゃなくもっと日常生活で言えば、例えばトイレとか男女で分かれてみたいな感じで、男女の役割規範を強化する仕組みは幾らでもありますよと。その中でクォータだけがどれくらい深刻なのかという話が全くされていないと思います。

解決性に行ってください。解決性のところに関して、女性の利益を尊重しようとする性別役割規範が強調されてしまうんだという話に関して、まず 1 点として、相手側が言っているのが、利害の一元化が起こってしまうんだという話だったと思うんですけども、女性代表はグループの代表として出てくるので、ほかの女性の対立している利害も吸い上げるようになっています

コロラド大助教・ホップ・2015 より和訳して引用

「一般的に、アルゼンチンでも他の国でも、女性議員は中流階級か上流階級で高学歴である可能性が高く、それが彼らの視点を制限し、その結果、多様な女性を代表する能力を制限する可能性があると論じられている。例えば、ある議員は、週に一度のオフィスアワーを設け、その時間帯にシャンティタウンの女性リーダーが自分たちの懸念を話し合えるようにし、それによって議員が労働者階級の視点を意識するようになっている。また、多くの議員は、リプロダクティブ・ライツなどの様々な女性問題に取り組んでいる様々な女性グループにも相談している。」¹⁷ 終わり。

¹⁷ Katharina J. Hopp (2015). How Effective are Gender Quotas in Achieving Meaningful Change for Women? A Case Study of Argentina INTERSTATE - JOURNAL OF INTERNATIONAL AFFAIRS
<http://www.inquiriesjournal.com/articles/1238/2/how-effective-are-gender-quotas-in-achieving-meaningful-change-for-women-a-case-study-of-argentina>

原文

It can generally be argued that female legislators, in Argentina as well as elsewhere, are likely to be middle or upper class and well-educated which might limit their perspectives and therefore their ability to represent a wide variety of women. It is important to note, however, that female legislators in Argentina do explore ways how to include different points of view. For instance, one legislator established weekly office hours during which women leaders from shantytowns can discuss their concerns with her and thereby ensure that the parliamentarian becomes aware of working-class perspectives. Besides, a number of parliamentarians also consult with various women's groups working on different women's issues such as reproductive rights.

(編集者注) コロラド大助教の Katharina Hopp は、専門が生化学であり、上記のジェンダーに関する論文を執筆している Katharina J. Hopp と同一人物である確認は取れなかった。

ここで確認していきたいのは、まさに確かに代表されるときには利害が対立するかもしれないです。しかし、そういった利害以前の問題として、そもそもそういった争点自体が特殊利益とされてしまっていて、現状、国会で挙げられていないんだという我々の立論を参照してほしいですね。であれば、もしかしたらそのイシューの中で対立はあるかもしれないがとりあえず国会の中でイシューとしていくべきですよ、という我々の話に関しては完全に残っていると思います。その上でプラン後の話に関してなんですけれども、さらに性役割規範が強化されるという話があったと思うんですけど、ここについてクオータの導入により国会が変わることで、立法を通じて女性の役割規範というものから女性を解放することができます。

中央大・石山・2016

「このように、クオータ制が人々の性別役割意識を強化する方向に働く可能性は否定できない。しかし、既に現状において、我々が頻繁に人の性別を認識することによって性別役割意識が維持されていることに注意を向けるべきである。クオータ制の実施により性別の区分が新たに用いられても、従来性別の区分が用いられていた他の多くの場面でその使用が行われなくなれば、我々が人の性別を認識する場面は全体として減少し、性別役割意識も希薄化することが期待できるのである。それゆえ、性別の区分の使用は、その必要性や重要性の低い場合は避け、逆に必要あるいは重要な場合には許容されるべきである。そして、民主制の理念のよりよき実現のためにクオータ制を実施することは、後者に該当すると考えられる。」¹⁸終わり。

ここで確認していきたいのは、確かにクオータ制は性差を利用するような制度かもしれないが、その利用によって究極的に、長期的に見たときに性別役割から人々を解き放つことができるんだとしたら、手段として利用されることは正当化されるよねという話で、そこを確認してください。その上でデメリット2に行ってください。デメリットのスティグマが強化されるんだという話に関して、まず1点として、固有性がないと思います。現状の女性議員だってスティグマに悩まされている可能性はあるので、その中で何でプラン後だけ固有にスティグマが発生するのかが分かりません。

上智大・三浦・2016

「公の仕事は男性で、私的な仕事は女性に、と役割が分担されていて、政治は公の仕事の最たるもので、男性のものだという意識がとても強いことがあります。その意識が具体的にどう障壁になるかというと、まず家族の支援が得られない。男性は妻が立候補しようとしてもなかなか賛成しないし、父親や義理の父からも出るなど言われたりと、男性と比べて、家族の支援が圧倒的に得られにくいという点があります。」¹⁹終わり。

¹⁸ 石山文彦(2016). 『問いかける法哲学』法律文化社, p.213.

¹⁹ 三浦まり(2016). かながわ男女共同参画センター2016『調査報告書「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために(その1)ークオータ制にかかる有識者意見ー』」「第3章 クオータ制についての有識者寄稿/インタビュー2」, p.46-47.
<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/819380.pdf>

このように現状、制度の外側でそういった女性の立候補がはばまれてしまっていると。それこそまさに相手側が言うようにスティグマが深刻なわけですから、これをクォータを導入することによって改善していくべきだという我々の主張は残っていると思います。その上で 2 点目として、ターンアラウンドです。むしろスティグマの根底にあるのは少数派であることですから、プランで女性議員を増やすことで解決していきます。

法政大・衛藤・2017

「しかし、彼らに向けられる差別や不当な取り扱いは、積極的平等政策を受けたことだけが原因であろうか。この問題の根っこには、政策それ自体よりも彼らが教育、雇用、政治の場で少数派にとどまっている点がありはしないだろうか。少数派が軽視され、差別的な扱いを受けるのは社会組織一般に共通する集団の病理の一つである。(中略)事実、ダレループは北欧 5 カ国のように女性議員がもはや少数派とは呼べない程度にまで増加すると、女性議員に向けられるいかなる汚名も消失すると強調する。」²⁰終わり。

これで 3 点目、実例です。クォータを実施した自治体、実施しなかった自治体をランダムに設けたインドでは、クォータを実施した自治体で女性政治家に対するバイアスが消えました。

ハーバード大・パンデ&フォード・2012・和訳

「ゴールドバーグパラダイム実験で、この研究は明確な統計的差別を計測するため、テープに録音された仮説的なビネットを利用し、割当て制でない村の男性が、男性リーダーより女性リーダーを標準偏差で .055 低く評価していることを示した。しかしながら、割当て制の村では、このバイアスは消え、男性の村人により女性リーダーが標準偏差で .096 高く評価された。基本的に、女性リーダーを経験していることがこれらの村人の女性の有効性に関する先例を変え、それによって女性に対する差別を減少させる。」²¹終わり。

²⁰ 衛藤幹子(2017). 『政治学の批判的構想 ジェンダーからの接近』法政大学出版社, 127-128.

²¹ Pande, Rohini, and Deanna Ford (2012). *Gender quotas and female leadership.* World Development Report Background Papers. Washington, DC: World Bank.
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/9120>, p. 24.

原文

In a Goldberg Paradigm experiment, the study utilizes hypothetical vignettes of tape-recorded leader speeches to measure explicit statistical discrimination and show that men in never-reserved villages rate females .055 standard deviations below male leaders. In reserved villages, however, this bias is erased, with female leaders being rated by male villagers as .096 standard deviations higher than male leaders. Essentially, having experienced a female leader has caused these villagers to change their priors on the effectiveness of women as leaders, thereby reducing discrimination against women.

このように、むしろプランを導入することでスティグマから女性議員は解放されていく傾向にあるので、すから相手側のデメリットも、深刻性を採用したとしても肯定側にボートするべきですし、そもそも深刻性について議論しているのではないので、相手側のデメリットとして、全く分かりません。以上です。

■否定側質疑：白神→宍戸

白神：よろしくお願ひします。

宍戸：よろしくお願ひします。

白神：まず 1 点、アルゼンチンのお話をされていたと思うんですけど、デメリットにいただいた反駁のところで、アルゼンチン…日本でも本当に起こるものですか。

宍戸：アルゼンチンのどの話をしていますか。

白神：アルゼンチンの反駁がどこに当たっているかが聞き取れなかった。

宍戸：すみません、一応確認するとあなた方が、女性の利害が女性代表ということによって一元化されてしまうんだ、一元化することは不可能だという話に関して、いや、女性リーダーであってもグループとしての女性を代表しているので様々な利害を吸い上げていきますよという話をして、その例としてアルゼンチンでの政治家の取組を挙げたという感じです。

白神：それに関連…反駁の話ですけど、反駁が、どこにどこが当たったかがいまいち聞き取れなかった部分があったので、いただいた反駁がどこに対しての反駁なのかを確認してもよいですか。

宍戸：どの資料がどのように。

白神：反駁そのものですけど、スタンスにまず頂きましたよね。理念のところ。

宍戸：はい、そうですね。2 点、反駁しています。

白神：2 点、いただきました。デメリットの、固有性の 1 個目のところに、社会的にはどうなんだというところで言った。

宍戸：そうですね、はい。

白神：アルゼンチンのが発生過程ですかね。

宍戸：そうですね。発生過程というより、あなた方の理論だと利害が一元化できないと固有性の 2 点目にあったんですけど、一応プラン後の議員でも吸い上げられるよという形で、プラン後という形では提示させてもらっています。ただ、サインポスト的には固有性の 2 点目になるんですかね。

白神：はい、ありがとうございます。あとはスティグマに幾つか。長期に、役割意識はむしろ減るんだ、長期的に見たら減るんだというところで、結果として 1 点とターンアラウンドで 3 つほど。

宍戸：そうですね。まずプランを導入したほうがむしろ解消されるんだ、主観意識は解消されるんだという話をしていて、その上で実例として出した、実例として 1 枚という感じですね。

白神：ターンアラウンド、3 点で大丈夫ですか。

宍戸：ターンアラウンド、3 点。1 点はプランを導入することで…プランを導入したとしてもプラン後のクォータ議員にかかっているスティグマは長期的に解消されていきますという反証です。2 点目以降はむしろそれが社会の中では解体の方向に現状よりも向かっていくという形でターンアラウンドと提示しています。

白神：ありがとうございます。以上です。

■否定側第二立論：尾下悠希（神戸大学_甲）

始めます。まず、否定側の立論の内容を追加していきたいと思います。

まずデメリットの1点目に対して、発生過程に追加します。2点目、クォータ制で新たに議会へ参加する女性は、議会の中で古いジェンダー観に基づくステレオタイプ的な女性の役割を期待されます。したがって、女性は社会の中で多様な利害関心を持つにもかかわらずステレオタイプ的な役割を期待されるため、そういった多様性は捨象されます。

法政大学教授・衛藤・2007年より引用開始

「……『本質主義者……』の主張だという批判である。本質主義は、男女の性質の違いを強調する余り、結局女性のありようを固定し、妻や母といったステレオタイプな女性観を復活させてしまうという、差異派フェミニストが陥りやすい矛盾である。マンスブリッジ(……)は、クォータの有効性を認めながらも、ジェンダー・クォータは「女性だけが女性を代表でき、逆に女性には男性を代表することはできない」という本質主義の考え方と紙一重だと指摘している。」²²引用終了。

発生過程3点目です。そうしたステレオタイプ的な制度の在り方は、議会内だけではなく投票を行う有権者全てに影響を及ぼします。

同じく衛藤・2007年より引用開始

「本質主義的な考え方が危険なのは、『女性は女性候補者に投票しなければならない』と強制することによって、女性の自由な判断や選択を束縛するばかりか、女性のアイデンティティを硬直化させるからである。女性が女性というだけで一つのカテゴリーによってくられると、女性の多様性や個別性は無視され、画一化な固定観念が表象されてしまう。」²³引用終了です。

次に深刻性ですけれども、ここのデメリットの深刻性とは本質主義的な、女性とはこういうものであるという認識がそこから外れる人々の多様性を捨象することが問題だということです。

²² 衛藤幹子(2007).「リベラル・デモクラシーと積極的平等政策 候補者ジェンダー・クォータの是非をめぐって」名和田是彦編『社会国家・中間団体・市民権』（法政大学出版社）p.17-38(p.33)

²³ 衛藤幹子(2007).「リベラル・デモクラシーと積極的平等政策 候補者ジェンダー・クォータの是非をめぐって」名和田是彦編『社会国家・中間団体・市民権』（法政大学出版社）p.17-38(p.34)

英文学者・竹村・2007年より引用開始

「本質主義は、カテゴリーを『保持する』ために、そのカテゴリーの属性に当てはまらない者をカテゴリーのそとに排除するだけでなく、カテゴリーを捏造するために、カテゴリーのなかにくられる者の多様な要素を看過するものでもある。したがって、もしも性抑圧の解放のために『女』というカテゴリーを打ち立てた場合、そのカテゴリーは、べつの種類の排除を生み出す危険性をもつ。さらにそれだけでなく、『男』という支配的なカテゴリーを解体するために、それと相補的な関係にあった『女』というカテゴリーを持ち出すことによって、男女の二分法で現実を弁別する思想が封印してきた種々の権力関係を、解放の名のもとに、ふたたび封印するという皮肉な結果が生まれることになる。」²⁴ 引用終了。

続いてデメリットの2点目についてです。ここについては資料も追加するけれど、先に先ほどいただいていた反駁に再反駁したいんですけれども、ターンアラウンドとおっしゃっていたと思うんですけれども、ここでは発生過程で述べていた女性の自尊心が傷つけられる、自分は何を履かされたことによって当選しちゃったんじゃないかという、自尊心が傷つけられるという話に関しては、プランによって女性議員が増えようが増えまいが、少なくともそういう不当な、平等ではない制度によって当選されたという事実については変わらないので、プラン導入後もこういう問題は必ず起こっていくと思います。深刻性について追加するんですけれども、クオータ制は議会に参加する女性だけではなくて社会の全ての女性に悪影響を及ぼすものです。

慶応義塾大学・堀・2001年より引用。なお、以下の引用箇所は、フランスのパリテ法に関する議論を概観したものです。引用開始

「方法としてのパリテに、あるいは原理としてのパリテに賛成した言論人もたしかに多かったが、断乎として反対した学者や知識人も枚挙に暇がない。(中略)さて、彼ら(彼女たち)の論拠のうち基本的なものを要約しよう。(中略)パリテは女性を非自立的存在にしてしまう。長い目で見ると、パリテが制度化された場合、女性一般が永遠にアフーマティブ・アクションによって援助されなければならない半人前の存在という位置付けになってしまいかねない。(論者自身が女性の場合は、この危惧に屈辱感も伴う)。」²⁵引用終了。

すみません、肯定側に反論していきたいと思います。

内因性の1点目と解決性の3点目についてまとめて反駁していきたくなんですけれども、現状、女性が過少代表であることでいろいろな政策ができていないという話をおっしゃっていたんですけれども、例えばこの解決性の3点目で述べられていたような、女性に対する暴力のような話は現状でも議論が進んでいます。肯定側がおっしゃっていることは、必ずしもそうした政策がプラン導入後に実現することじゃなくて、政策の実行がしやすくなるというところに議論がとどまっていることを御確認いただけたらと思います。その上で資料をお願いします。

²⁴ 竹村和子(2007).『フェミニズム (思考のフロンティア)』(岩波書店)(Kindle版、2018年。Kindleの位置No.841-849).

²⁵ 堀茂樹(2001).「パリテ論争 【市民に性差はあるか?】」三浦信孝編『普遍性か差異か——共和主義の臨界、フランス』(藤原書店)p.239-254 (p.244-245,247) .

朝日新聞・2020年11月12日付の記事より。これは政府の男女共同参画会議が答申した2021年度から5年間の第5次男女共同参画基本計画の基本的な考え方の主な内容について、図に列挙されたものを口頭で引用します。引用開始

「4点目として、選択的夫婦別姓制度の導入を検討。5点目、緊急避妊薬の市販解禁を検討。6点目、性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターの運営安定化。7点目、災害時の避難所運営への女性参画を働きかけ。」²⁶引用終了。

ここで言いたいことは現状でも、肯定側がプランを導入することによって議論を進めていけるんじゃないかという議論は結構、具体的にこれから議論されようとしているし、これからされていくだろうということです。そこについては肯定側がおっしゃっているように、肯定側も必ずこうした話の実現するまでは述べられていないと思いますので、特に優位性はないんじゃないかなということです。解決性の1点目に関しては、先ほどの繰り返しになりますけれども、げたを履かされたという思いについては変わらないんじゃないかなと思います。

■肯定側質疑：宍戸→尾下

宍戸：よろしくお願いします。

尾下：お願いします。

宍戸：初めに否定側のフローで、まずデメリットの1点目に関して、主に発生過程を追加していたと思うんですけど、そこについて質問していきたいと思います。

尾下：はい。

宍戸：まず、選出者は男女で区別されるのでステレオタイプの役割規範を強化してしまうという話で問題なかったですか。

尾下：そうですね。それに肯定側の立論の話でもおっしゃっていたんですけど、女性っていうのは、例えば内因性の2点目で言われていたような問題を焦点化してくれるような役割を肯定側としても期待なさっているという理解でいいかと思いますが。

宍戸：分かりました。そこで確認していきたいのが、じゃあ現状の女性議員ってそういった期待はされていないんでしょうか。

尾下：現状の女性議員については…それに関しては立論中では述べていないですけども、スタンスでは全国民の代表であると述べました。

宍戸：じゃあ、理念としてはそうですねという話で問題ないですかね。

尾下：そうですね。

宍戸：分かりました。ありがとうございます。3点目の、有権者に影響するという話で、1枚目のところで、男女であるからということで、それぞれの投票に誘導されてしまうという話があったと思うんですけど、まず、これで趣旨は間違いなんでしょうか。

尾下：はい、そういうことを言いました。

宍戸：分かりました。では、ここについて確認していきたいんですけど、我々、比例区でクオータを導入すると言っているんですけど、比例区の場合、どうやって固有の女性に投票するんですか。

²⁶ 朝日新聞・2020年11月12日「(Think Gender) 男女共同参画は 女性登用、試される本気遅れる政界、目標掲げた経済界」

尾下:そうですね。比例区でも個人名を書いて投票することが制限されていないことになります。

宍戸:少なくとも現状の衆議院でも拘束名簿式の代表の場合は党名で投票するのが普通で、個人名に投票することは比例区ではないと思うんですけど。

尾下:そうですね。

宍戸:分かりました。ありがとうございます。今度はデメリットの 2 点目の重要性という形でですかね。追加していただいていたパリテが女性を非自立的にしてしまっているんだという話があったと思うんですけど、まずここは、フランスの例で問題ないでしょうか。

尾下:フランスにおけるパリテに関する議論なので、議論自体は古典的じゃないかなという趣旨で引用させていただきました。

宍戸:なるほど。分かりました。こういう動きが日本でも起こるかもしれないことが問題だということによるしいですか。

尾下:そうですね、はい。

宍戸:分かりました。ありがとうございます。じゃあ、次に肯定側フローへ行っていただきまして、肯定側の内因性のところに、現状いろいろな法律が出ているんだみたいな反駁があったと思うんですけど、ここについて確認していきたいのが、そういった法律ではどれぐらい女性の利益が吸い上げられていて、現状、争点化されていなかった問題がどれぐらい吸い上げられたんでしょうか。

尾下:ここで言われているのは第 5 次男女共同参画基本計画ですけれども、だから全国民の代表として議論した結果、こういうものが必要だと思ったから・・・(時間切れ)

■否定側第一反駁:川島由紀(神戸大学_甲)

始めます。まず、否定側フローのほうから見てください。我々のスタンスに対して肯定側第二立論でいただいた反駁に対して再反駁していきます。先ほどこちらの第二立論のところでも言ったんですけども、実際に今、女性に関する政策の議論が進んでいるという実例をさっきお示しました。これは今、過少代表であるにしても、女性のことについても議論が進んでいるという実証ですよ。つまり全国民の代表としてきちんと今の議会も機能しているという実証になります。

次に固有性1について、ジェンダーブラインドで選ぶべきという理念は分かったんだけど実際には差があるじゃないかというお話でしたが、公的制度でそういう性差を強調するのが駄目だと我々は言っています。肯定側の議論も結局、公的制度において女性を導入すると影響力が大きいから導入しようと言っていると思うんですけど、公的制度でやることの影響力が大きいというのはこっちにも同じ話で、ジェンダーブラインドでやっていこうという世界的な流れがあって、今日本も、そういうふうになっているのに、何でわざわざ今さら性差を強調するんだと主張します。

次に固有性 2 の一元化することに関して、女性は別に自分の経験だけじゃなくてグループとして代表となれるといったことで、アルゼンチンの例でオフィスアワーをするみたいなことをエビデンスとしておっしゃっていたんですけど、それが必要だったら別にクォータ制を導入しなくても今の議員の人たちがやればいいと思います。わざわざクォータ制を導入しないとそれができないわけではありません。

次に発生過程について、長期的に解消するなら、性別役割分業を…長期的に解消するならクオータ制を導入してもいいじゃないかというところで、ほかのところで性別役割分業の意識が減っていくならいいみたいなことをおっしゃっていたと思うんですけど、それが何でかがちょっと、よく分かりませんでした。

次にスティグマについて。スティグマは少数だから起きる問題というターンアラウンドがあったと思うんですけど、それについて資料を用いて反駁します。

クレイトン他 2014 より引用開始²⁷

「直感に反する結果であるが、クオータ制の女性リーダーの下では、全ての市民が政治への関心が低く、特に女性市民は政治的活動が低くなるという証拠を発見した。政策実験から得られた示唆を用いて、議員の性別やクオータ制で選ばれた議員の能力よりも、クオータ制による優遇措置が女性の地方政治への関与に影響を与える重要な決定要因であることを論じている。」²⁸引用終了。

つまり、クオータで選ばれた女性に対する信頼感が世の中で低かったという資料です。ということは、スティグマは別にクオータ制だったら解消するというのではなくて、結局、特別枠で選ばれた人に関してはスティグマを付与するんだということには当たっていない反駁だと考えます。

続いて肯定側のフローを見てください。肯定側のフローで内因性 2 について、女性にしかできないことがあるんだとおっしゃっていたんですけど、それで言うと、自然分娩とかそういうものが一例ということは分かりました。でも 1 枚目の資料で、男女で何が違うかという、身体的に違うところがあるんだとおっしゃっていました。身体的な男女の差とは何かなどと考えるとやっぱり子供を産むとか力の差があるとか、そういうことだと思うんです。そういう辺を女性議員に求めることは、我々がデメリット 1 で言っている、古いステレオタイプということに一致しています。女性は子供を産むんだ、育てるんだ、力が要らないことをするんだということで、結局、古いステレオタイプということで、その辺に関して女性議員にやってほしい、期待してクオータ制を導入することは、やっぱり性別役割分業を悪い意味で推し進めていってしまうということで、デメリット 1 を強めるものになります。ほかは、否定第二立論でも反駁していったんですけども、結局、クオータ制を導入するメリットはそんなになのにデメリットが発生することがよくないというのが我々の主張です。以上で第一反駁を終わります。

²⁷ 編集者注：出典は Clayton A による単著なので「他」は本来不要

²⁸ Clayton A (2015). Women's Political Engagement Under Quota-Mandated Female Representation: Evidence from a Randomized Policy Experiment. *Comparative Political Studies*.48(3): p.333-369.

doi:10.1177/0010414014548104 (初出:2014 年 9 月 11 日)

原文

Counter-intuitively, I find evidence that all citizens express less interest in politics and that female citizens in particular express lower levels of political efficacy under a quota-assigned female leader. Using implications from the policy experiment, I argue that the perceived preferential treatment from the quota policy, rather than the councilor's gender or the perceived competence of quota-mandated representatives, is the key determinant affecting women's engagement with local politics.

■肯定側第一反駁：津吹菜辺留（山口県立南九州国際大学温泉同好会）

はい。始めます。フローから見てください。まず、内因性 1 と解決性の 3 点目に対してまとめて反駁が来たところで、今でも女性の暴力とかの議論が進んでいるよという話があったんですけど、ここに対して 1 点目。

まず、これは別に方針でしかなくて、朝日新聞を引用していた、色んなと議論されていくよというの、現状のまま進んでいって本当に政策として実現できるというところまで相手側さんは証明できていないと思います。

2 点目に、ほかにも肯定側が上げた話には数多く問題点が残っているので、現状、問題ないともこの資料からは言えていないと思います。さらにここに上がっている以外にも、そもそも女性が国会の場、議論の場にいないことでアジェンダ化されていない問題があるわけですから、ここに上がっているものが仮に全てできたとしてもやっぱりプランを導入する必要はあると思います。

次に 1NR(否定側第一立論)で出てきた内因性の 2 点目に対して身体的な差とか、そういう話をしていたんですけど、1NR(否定側第一立論)から内因性の 2 点目に反駁してくるのはニュー(アージェント)だと思うので取らないでください。否定側フローに行ってください。まず、スタンスのところは我々の反駁をそのまま伸ばしてもらいたくて、結局、族議員とか、制度的な意味では分からないけど、実質的な差分を全く相手側は証明できていないと思います。

次にデメリット 1 の発生過程の 3 点目です。2NC(否定側第二立論)で新しく追加されてきたところ。ステレオタイプによって女性に女性としての役割を期待させるみたいな話があったんですけど、質疑でも確認したとおり、今は期待されていないと相手側は全く証明できていません。次に、女性が女性に投票しなくてはいけないと思われるという話に対して、ここはまず 1 点目として、我々のプランでは党単位で投票するわけですから全く当てはまりません。

2 点目として、この本質主義の話は全然差分が分からなくて、結局、今もそうやって女性、男性という社会的な区分があるわけですから、プランによってそれがどの程度変わるのかが分かりません。

3 点目として、我々のプランでむしろそういう批判を変えていけるよという話があったと思います。例えばどういふものが変わるかというと、育児の負担を減らす法律とか女性の社会進出を促す法律とか、そういうものをプランによって導入していくことで、2NC(否定側第二立論)のところで読んだみたい、クオータでむしろ性役割規範が薄らぐんだよという話があるので、相手側の規範にのっかるとしてむしろプランを導入したほうが女性の解放につながっていくと思います。

デメリットの 2 つ目、スティグマの話です。まず、フランスの資料が深刻性に追加されていたと思うんですけど、そもそもそういう論者が女性が高くなるかもしれないと言ってただけで、実際にそうなったとまでは否定側は言えていないと思います。実証レベルで我々、どういうことを言っているかという、まず、2NC(否定側第二立論)の 2 点目で言ったみたいに、スティグマの根底は少数派であることが確認できたと思うし、インドの例で実際にクオータを導入した地区ではそうやって女性に対してのバイアスが消えたんだよという、実証レベルの話ではここを丸々ドロップされているわけですから、実際にどうなったのかを見ていったときに、このスティグマはプランを導入することでむしろ解消されていくよという話があったと思います。1NR(否定側第一反駁)で出てきた女性の信頼感みたいな話は全くニューなので取らないでください。そういうふうと比較してみてもいいときに、結局、実証レベルでは全然我々のほうが証明ができていると思うし、プラン前後の差分という意味で見ても、相手側の言っている性役割とか本質主義とかは現状、全然存在している問題で、むしろそういった根底の問題を解消するためには、我々のプランを導入したほうが根底の社会の価値観を変えていけるわけですから肯定側に投票すべきだと思います。以上です。

■否定側第二反駁:尾下悠希(神戸大学_甲)

すみません、始めます。まず肯定側のフローから確認していただけたらと思います。

肯定側についてですけれども、肯定側といいながら否定側の話をするんですが、否定側ではスタンスとして、議員は全国民の代表であるんだと言いました。全国民の代表としてどういう仕事をしているのかを見ていただけたらと思います。それについて内因性の 1 点目及び解決性の 3 点目で、今こういう議論をしようとしているんだよと、ということ述べました。これについて先ほど反駁いただいたんですけれども、まず方針でしかないであるとか、方針でしかないというところについて、これについては必ず実行される保証がないところはお互い様だと述べたのをのばしていただけたらと思います。肯定側についても、方針でしかないという点について同じレベルの議論しかできていないんじゃないかなということですよ。

2 点目として、肯定側は他にもアジェンダ化すべき問題があるんだとおっしゃっていたんですけど、じゃあ、そこでアジェンダ化される問題が何なのかを考えていきたいんですよ。ここで何がアジェンダ化されるのかというと、内因性の 2 点目のような議論なんじゃないかなと思います。内因性の 2 点目の議論ってこういった身体的な違いによるところによっていろいろな、無痛分娩の話とかをおっしゃっていたんですけど、それも女性に議事にのっけてもらおうというところを期待しているんだとおっしゃっていました。これに関しては先ほどの第一反駁でもこちらが申し上げたとおりですけど、じゃあそういう身体的な差異に基づく役割を女性に期待しているということは、デメリットの 1 点目、発生過程 2 点目、3 点目で言ったように、そうした身体的な違いに基づく古い女性のステレオタイプを再生産する結果につながるんじゃないかというところに反論はなかったと思います。それよりは現状、全国民の代表として男女共同参画計画で言われているような問題を議論しようとしていているんだから、それだったら今のほうがいいじゃないかと否定側としては主張したいと思います。

発生過程についてですけれども、これに関しては、スティグマの話をこちらとしては2つ、申し上げたんですよね。まず、女性が社会からレッテルを貼られちゃうことと、女性自身としても自尊感情を傷つけられるんじゃないかという2点の話をしたんですけれども、詳しくは後で言うんですけれども、そういう問題があるから解決性は、思うように女性は活躍することができなくなるんじゃないかと反駁したのがドロップされていると思います。

すみません、次に否定側のフローを見ていただきたいんですけれども、まずデメリット1点目に関してですが、現状とプラン後との差分が分からないとおっしゃっていたんですけれども、これに関しては固有性の1点目がドロップされていると思います。これに関して先ほどの第一反駁で述べたことが何だったかという、ジェンダーブラインドの制度を公的制度としてやっていることの意義が大きいんだと述べました。これがプラン導入後に男女という、しかも身体的な差異に基づくところの差異を導入してしまうことのインパクトは大きいと思います。デメリットの2点目に関してですけれども、まず、スティグマということで否定側の話をもう一回確認すると、女性が不当に特別扱いされることによって、議員さんになってしまうとますます社会から信用されないし、女性自身としても自尊感情を傷つけられてしまってその仕事ができなくなるということです。前者については新規議論かもしれませんが、後者については特に反論はなかったことを御確認いただけたらと思います。以上です。

■肯定側第二反駁：畑野信太郎（山口県立南九州国際大学温泉同好会）

はい、4分間、始めます。肯定側の議論から見てください。

私たち、別に今は女性の問題が全て取り上げられていないとは言っていない。しかし、やはり問題はあと思っています。それは何か。内因性の1点目を見てください。今、現に女性議員が少なくOECDで最低レベルです。その結果は何かという、女性に関する問題が議論すらされていない。内因性2の、2枚目とかを見てください。出産だったり夫婦別姓だったりに関する問題が男性議員ばかりの場では自然なことに見えてしまってそれが議論すらされない、議論の俎上にすら上がっていないんです。ここに対して否定側は大きく1点反駁していました。今でも議論しているんだと言っています。しかし、言っていますが、あくまでこれはお題目です。法でやると言っているけど現にやるのかは全く分からないです、政党はよくお題目を使いますからね。

2点目として、これをやったからといって我々が内因性で言っていた問題が全て解決できるとは言っていない。彼らはあくまでこういった問題、こういった問題、こういった問題に取り組むという方針を公表していると言っただけで、女性に関する問題全てがうまくいかないとは全く言っていないんです。ここで否定側は、肯定側も方針じゃないかと言っていました。そんなことはないと思います。まず、解決性の2点目のところを見てください。何で今こんな状況かという、女性の数が少ないから特殊利益と扱われてしまう状況がある。女性の数が増えることによって、現に男性議員も含めて特殊利益とは思わなくなって議会全体でコミットする。それは保育とか教育とか健康とか、いろいろな問題にコミットしていくんだということ。現にクオータを導入した国はどうかといたら、否定側はこの後がどうなるかの実証を一切していないのに対して、肯定側は実証しています。

解決性の3点目、クオータがないよりあったほうが、あるにしてもより強い制度のほうが女性の暴力に関する、セクハラとかレイプとかDVの法律がやっぱりちゃんと作られて守られたんだと言っています。これは否定側の反証で消えるような立証ではないです。現に女性の数が増えること、クオータがあることによって変化が生じることを肯定側は明確に立証しています。これを取られることはさすがにない。で、メリットに関してはインパクトは一切否定されていない。デメリット。スタンスはさすがにいいでしょう。

肯定側の第二立論とか質疑からの内容は一切反駁していません。理念の形だけ守ることに意義があるとは今回、思えませんでした。スタンスはそれでいいでしょう。

じゃあ、デメリットの1点目。じゃあ結局、今と差異があるんでしょうか。肯定側はジェンダーブラインドが差異だと言っていました。ドロップされていると言っていました。しかしですよ、肯定側の第二立論が何を言っているかという、今でも選挙のとき、やっぱりこの人女性議員か男性議員かで世間的に明示されちゃいますよと。それ以外でも別に、そもそも世の中いろいろなところ、あらゆるところ、男女のトイレでもいいです、更衣室でもいいです、レディースデイ、メンズデイでもいいです。いろいろなところで男女の区別という認識は存在しています。じゃあこれが、クオータという制度が1個できることで男女の差異だったり性別役割に関する意識だったりどれだけ世の中全体で変化するんですか。何が起こるんですか。全く分からないと思います。この部分に関して我々はむしろターンアラウンドをとばしています。これは2AC(肯定側第二立論)で最後のほうに言った石山さんの資料、むしろクオータが進む、どういうことかという、それによって例えば育児とか家事とか、あるいは女性の社会進出が進めば、今、女性が押しつけられている育児とか、家庭の中でという役割から解放できるかもしれない。あるいは妊娠、出産みたいに女性だけが負わされる痛みを解放できるかもしれない。こういったことができるのであれば制度の肩書、制度の手段として枠組みを用いることは許容されるであろうと2AC(肯定側第二立論)の資料で明確に言っている。これは返ってません。このターンアラウンドを上回るデメリットの立証がなければ、そもそも否定することができないんです。

最後、どうしてもこういうデメリットが好きでデメリットを取りたくなるとしましょう。インパクトは本当にありますか。インパクトがあると胸を張って言えますか。何が起こって、それで誰が困って、どうなるんだと言えますか。取れませんよね。

デメリット2、スティグマ。結局、根底的に今もスティグマはあると思うんですよ。それは否定側が主張したスティグマとは別のものでしょうか、絶対にあります。何かというとなぜ、最初に2AC(肯定側第二立論)でアタックした、今も男性が政治をやるもんだという意識があって、女性が政治をやるとちょっとひどい目で見られると。これは2枚目の資料からも言えていて、少数派であることで軽視されたり周りに蔑視されたりという問題があると。それは人が増えることで解消される。現に女性議員の数が増えたところではスティグマはなくなったんだと言っています。

対して否定側は、スティグマがクオータによって起こるなんて証明していたでしょうか。企業の話はしていました。あるいは反対派がそうだと主張していることは言っていました。現になったとは言ったでしょうか。言えていないと思います。少なくとも一番今回何が強いかというと、同じ国の中でクオータをやった地域とやっていない地域があったというインドの話。それでやっぱりクオータをやった地域のほうが女性の議員に対してスティグマが少なかったと明確に思っています。自尊感情は残っている、落としたかもしれませんがこれ、インパクト何ですか。本当に投票理由になりますか。自尊感情の部分が女性全体のための政策が通るというメリットを上回るというんだったら投票してもいいですよ。終わります。

-
- 本トランスクリプトの文字化は神戸大学社会システムイノベーションセンター「社会科学系における学際的・能動的な学びのためのプロジェクト」の助成を受けて行われました。
 - 本スクリプトは、音源をもとに文字起こしをしているため、言いよどみ等を削除している部分を除いて、言い間違いも含めてスピーチをそのまま掲載しています。
 - 出典の注記は元の原稿に記載があったものを基にチーム(又はチームの指導者)が検証し記載したものを表示しています。